

## 旅費及び活動参加費補助規程 第2条第6項 県外参加者旅費の補助について

●H26. 10. 7開催の同期会役員会・運営委員会合同会議で以下のように決定

居住地域	補助額
北海道	20,000円
東北地方	
関東地方	
沖縄県	

居住地域	補助額
中部地方	10,000円
近畿地方	
四国地方	

※参考

第2条 旅費及び宿泊費については、飯塚市を基点として原則的に実費とし、その全てを本会費にて負担する。ただし、福岡県内は負担の対象外とするが、役員会で承認したものはこの限りでない。

2 旅費及び宿泊費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料とする。

3 旅行を命じられたものは、原則として総務委員会のチャーターバス等を利用することとするが、これによらない場合においては、総務委員会でチケットを発注し、活動参加者本人に渡すものとする。なお、活動参加者が諸般の事情により、個別にチケットを購入する場合、又はバス等を利用しない場合は、原則、旅費の対象外とするが、役員会の承認があれば、総務委員会の発注するチケット代を上限として旅費を請求できるものとする。

4 福岡県外に在住する者が近隣都道府県の活動に参加する場合には、1回につき一律1,000円とする。なお、この場合の取りまとめは地区支部長が行い、支払いには役員会の承認を必要とする。

5 福岡県外に在住する者がその居住都道府県内で移動する場合は、原則として、対象外とするが、役員会で承認した場合はこの限りでない。

6 福岡県外に在住する者が、大同窓会に出席するためにかかる旅費への負担補助については、参加予定人数及びそれに対する予算額により変動するため、大同窓会の開催年度の10月の役員会で決定する。なお、その際の宿泊費は原則として負担の対象とする。